

## 特定外来生物の飼養等の取扱い細目（告示事項）案についての考え方

平成17年4月22日

農林水産省・環境省

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則案に基づく特定外来生物の飼養等の取扱い細目についての考え方は次のとおりです。

飼養等の取扱い細目に関しては、省令（案）の規定に基づき、次の事項を告示で定めることが必要となります。

特定飼養等施設の基準の細目（省令案第5条第2項）飼養等の許可に際して付することのできる条件の細目（省令第7条関係）

- ・ 許可条件で定めることのできる許可の有効期間（省令第7条第1号）
- ・ 許可条件で定めることのできる特定外来生物の数量の変更の届出を行う必要がある事由と届出を行わなければいけない期間（省令第7条第2号）

特定外来生物の取扱い方法の細目（省令第8条関係）

- ・ 特定外来生物の取扱い方法として定める識別措置の届出を実施しなければいけない期間、識別措置の内容及び届出の方法（省令第8条第2号）
- ・ 主務大臣が定める特定外来生物の取扱方法（省令第8条第4号）

なお、現にオオクチバスに係る第5種共同漁業権が設定されている内水面に関しては、施行規則案修正案において新たに第9条を設け、特例として扱うこととしており、飼養等の取扱い細目についても別途定めることとしております。

## 注意

今回、パブリックコメントでお示しするのは、告示において規定する取扱い細目について生物別、飼養等目的別にその内容を整理表形式で取りまとめたものです。これらは、告示内容の大まかな考え方を示したものであり、今後、告示の条文の作成を進める過程において、記述内容が多少変更となることもありえますので、あらかじめご了承ください。

この告示案については、現時点での知見をもとに、施行時の運用を円滑に行うことができるよう想定して作成したものであり、施行後の知見の充実等により、随時、見直しを実施していくことを予定しています。

## 1 特定飼養等施設の基準の細目

特定飼養等施設の基準の細目については、施設のタイプを おり型または網室型の施設（天井のあるもの）、擁壁式、空堀式または柵式の施設（天井のないもの）、移動に用いる施設、水槽またはこれに類する施設、人工池沼式の施設、網生け簀式の施設の6タイプを規定。それぞれの施設毎に満たすべき要件を告示の冒頭でまとめて規定することとする。

その上で、特定外来生物毎に定める取扱い細目の記載に際して、どのタイプの施設の利用を適用するかを定めることとした。

## 2 飼養等の許可に際して付することのできる条件の細目

同じ生物であっても、その飼養目的によって許可条件の内容を変える必要がある。この目的としては、次のように整理した。

（目的）

- ・ 生物毎に、特別の目的で飼養等が実施されており、又は目的別の飼養等の基準を分けて規定する必要があると認められる場合は、各事項を目的別に分けて記述することとした。具体的には、動物園等での展示、指定の際現に飼養等している個体を愛がん・鑑賞目的で継続飼養する場合、被害の防止その他公益上の必要がある場合として防除個体の引取・飼養等を実施する場合（爬虫類以上）これら以外の目的全般の4区分が基本となっているが、生物によっては、これらの区別をさらに大きくりにしたものもある。また、タイワンザル等のマカカ属については、実験動物目的の規定を特別に設けた。
- ・ 防除個体等を引取り・飼養等すること（いわゆる里親制度）に係る基準は、哺乳類、鳥類、爬虫類にのみ設けた。これは、適切な流通・繁殖管理を行う上で、個体識別管理が実施できるものに限るのが適当であり、かつ、動物愛護管理法でみだりに殺した場合に罰則が適用される愛護動物の範囲も、爬虫類以上の生物であることによる。

（許可の有効期間 [ 省令第7条第1号関係 ]）

有効期間は、個体識別を行うもの（哺乳類、鳥類、爬虫類）は、5年間。行わないものは3年間とした。個体識別を行わない生物については、一般に寿命が短く、膨大な数の卵や種子等を産するものがあることから個体数の正確な把握が難しく、飼養等数量の増減の現状追跡をより確実に実施するため、短期間での許可の更新が適当と判断した。

許可の有効期間の前に、飼養等許可を更新するための申請書が提出されている場合は、当該申請に対する処分が下りるまでの間を有効期間とみなすこととした。

（飼養等数量の増減の届出 [ 省令第7条第2号関係 ]）

生物毎に告示で定める事由により、飼養等数量に増減が生じた場合、原則として増減した日から30日以内に届出書を提出してもらうこととした。ただし、動物園での展示動物等については、台帳管理を義務づけ、年次報告の提出を求めることとした。

届出が必要となる事由としては、増加に係るものとしては、輸入、譲り受け、引き受け、繁殖、捕獲を、減少に係るものとしては、譲り渡し、引き渡し、死亡若しくは殺処分、その他（輸出、逸出等）の中から生物毎に規定することとしている。個体数管理を実施しない生物については、一般的には繁殖、死亡は対象外としている。一方、生物の種類を問わず、輸入や譲渡し等、取引に起因する場合の届出は一律に求めることとしている。

### 3 特定外来生物の取扱い方法の細目

#### （識別措置 [ 省令第8条第2号関係 ]）

個体自体への標識の装着を伴う個体識別措置は、生物の特性と技術的な対応可能性を考慮して、どの程度の措置の実施を義務づけるかを検討した。その結果、原則として、哺乳類、鳥類及び爬虫類に対して個体識別措置の実施を求めることとし、両生類、魚類、無脊椎動物及び植物については、個体識別措置の義務づけは行わないこととする。これは、爬虫類以上の脊椎動物は、出産又は産卵により生じる幼体の数が少なく、個体を数えるという方法での管理が可能であるのに対し、両生類以下の生物は総じて産卵数が多い場合が多く、個体数管理が困難であること。また、生物自体の移動能力が高く、より逸出防止対策を厳格に講じる必要があるという点でも爬虫類以上とするのが妥当と判断した。なお、爬虫類以上の脊椎動物にあっても、幼体であって、個体識別措置が困難な場合は、特定飼養等施設に許可を受けたことを証する標識を掲示することで代用可能とする。

個体識別を実施する生物については、ISO規格のマイクロチップの装着を義務づけ、ただし書きで例外規定をおくこととする。例外規定としては、個体が小さい場合の取扱い（施設に許可証の写し等を掲出）ISO規格以外のマイクロチップを既に利用している場合の取扱い（動物園では非ISO規格を既に採用）鳥3種については脚環を用いる場合の取扱いなど。

個体識別を実施した生物については、それを証明する書類を届出書に添付して提出することとした。これらは、原則として個体の飼養等を開始した日から30日以内に行わなければならない。

#### （その他の取扱い方法 [ 省令第8条第4号関係 ]）

特定飼養等施設の外での飼養等を原則として禁止し、施設の清掃等で一時的に特定外来生物を施設外に出す場合の注意事項等を規定した。

危険な生物については、第三者に対する注意標識の掲出を行うことを規定した。

#### 4 現にオオクチバスに係る第5種共同漁業権が設定されている内水面の取扱い

省令案第9条第1項の規定による特定飼養等施設の基準として、湖外の水系への逸出防止対策を実施していることを規定する。

同条第2項の規定による許可条件として、許可の有効期間と、外部から特定外来生物を導入（施設に収容）した場合の届出の提出について規定する。

同項の規定による特定外来生物の取扱い方法として、許可を受けていることの標識の掲出、日常的な監視体制の整備、洪水等における逸出時の対策などについて規定する。

#### （参考）省令案第7条第3号及び第4号の運用について

今回のパブリックコメントの対象となる告示で示す内容ではありませんが、省令案第7条第3号（繁殖制限関係の許可条件）及び第4号（その他必要な許可条件）については、運用に際して次の条件を付すことを検討しています。また、これら以外にも同条第4号の規定により、個々の申請内容に応じて必要な条件が付されることとなります。

- ・ 学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的で、個体数管理を実施する生物の飼養等を行う際は、飼養等することのできる数量の上限を定めること。
- ・ 指定の日現に飼養等していた個体を愛がん又は鑑賞の目的で飼養等する場合等は、外科的な不妊措置等の実施により繁殖制限措置を実施すること。
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要があると認められる場合として、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する防除個体等を引き取り、飼養等する場合は、法に基づき防除の確認又は認定を受けた防除実施主体が発行した譲渡し証明書を提出すること。また、一定期間ごとに飼養等の状況について主務大臣へ報告を行うこと。